

## 第5章 計画段階配慮事項の調査、予測及び評価の結果

### 5.1 地盤

#### 5.1.1 現況調査

##### (1) 調査項目

地盤の安定性への影響を予測・評価する際に必要な情報として、急傾斜地、地すべり地形などの土砂災害防止の観点から留意すべき地域の分布情報、法令等による規制の状況、傾斜度、起伏量等の地形条件について調査しました。

##### (2) 調査手法

国または関係する地方公共団体が有する文献その他の資料を収集・整理する手法によりました。

##### (3) 調査結果

事業実施想定区域は、概して平坦地または起伏のなだらかな土地が大部分を占めています(前掲図3.2-13 (P.3-35))が、事業実施想定区域の北東部分の五貫目第33号線斜面(旭区上川井町)の一部において、土砂災害警戒区域に指定されている箇所があります(前掲図3.2-17 (P.3-41))。なお、事業実施想定区域においては、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林の指定はありません。

#### 5.1.2 予測

##### (1) 予測事項

地盤の安定性について、土砂災害防止の観点から留意すべき地域への立地を回避できているかどうかを予測します。

##### (2) 予測対象地域

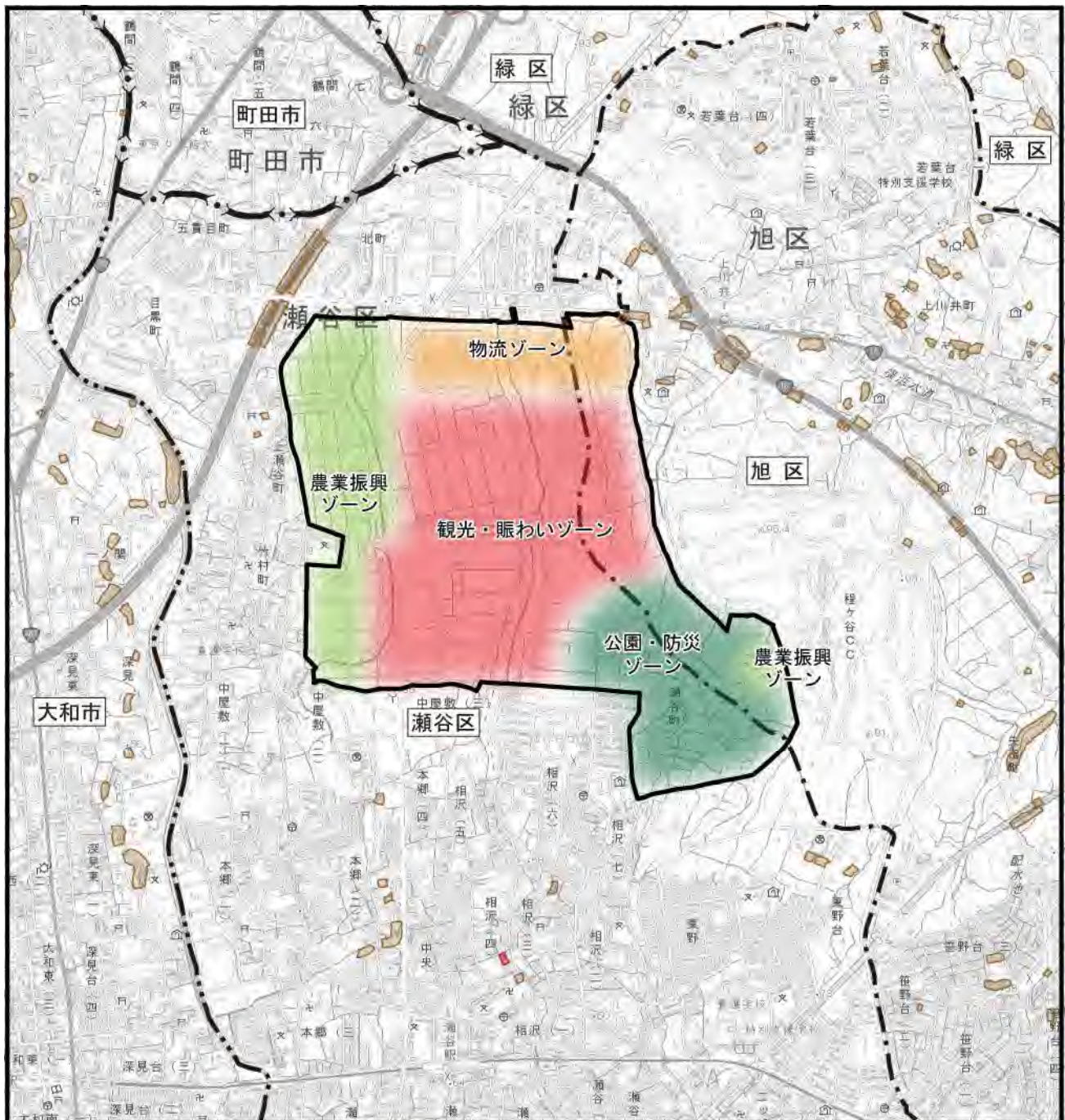
前掲図3.2-17 (P.3-41)に示した地域(調査区域)とします。

##### (3) 予測手法

土砂災害防止の観点から留意すべき地域の分布図と、事業実施想定区域とを重ね合わせることで、立地を回避できているかどうかを定性的に把握します。

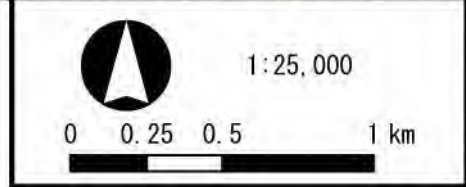
##### (4) 予測結果

前掲図3.2-17 (P.3-41)によれば、事業実施想定区域の北東部分に土砂災害警戒区域があり、また、図5.1-1によれば、当該箇所は物流ゾーンに接する地域に該当します。したがって、土砂災害警戒区域が事業実施想定区域と重複しているため、土砂災害防止の観点から留意すべき地域への立地が回避できていません。



凡例

- 事業実施想定区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- 急傾斜地崩壊危険区域
- 土砂災害警戒区域
- 農業振興ゾーン
- 公園・防災ゾーン
- 観光・賑わいゾーン
- 物流ゾーン



資料：「瀬谷区・旭区・緑区土砂災害ハザードマップ（平成26年12月）」（横浜市ホームページ 令和元年9月閲覧）  
 「大和市防災マップ（2019年2月発行）」（大和市ホームページ 令和元年9月閲覧）  
 「東京都土砂災害警戒区域等マップ」（東京都建設局ホームページ 令和元年9月閲覧）

図 5. 1-1 事業計画及び土砂災害警戒区域の配置図

このページに記載した内容は、計画段階環境配慮書のものです。

### 5.1.3 評価

#### (1) 評価手法

予測結果から重大な影響の有無を判定し、土砂災害防止の観点から留意すべき地域への重大な影響が回避、又は低減されているかを評価しました。

#### (2) 影響の回避・低減に向けた検討

予測結果によれば、事業実施想定区域に土砂災害警戒区域があるため、以下に示す環境保全措置を講じるものとします。

##### 【環境保全措置】

- ・土砂災害警戒区域及びその周辺における土地利用の制限または地盤の安定性に配慮した適切な造成計画立案

#### (3) 評価結果

土砂災害警戒区域に指定されている箇所及びその周辺において造成等を行う場合にあっては、土砂災害防止の観点から留意すべき地域への立地を回避できませんが、その改変範囲はわずかであるため、地盤の安定性への影響は軽微だと想定されます。また、実施段階の環境影響評価において、前述の環境保全措置を具体化することで、地盤の安定性に係る影響が実行可能な範囲内でできる限り回避、又は低減されるものと評価します。

## 5.2 土壌

### 5.2.1 現況調査

#### (1) 調査項目

土壌汚染に係る自然的要因として、重金属等の鉱物に関する鉱区の設定状況を調査するとともに、人工的要因として、過去の土地利用の状況及び汚染の有無を調査しました。

#### (2) 調査手法

国または関係する地方公共団体が有する文献その他の資料(戦時中・戦後の空中写真を含む。)の収集・整理及び関係機関へのヒアリングを行う手法によりました。

#### (3) 調査結果

調査区域においては、特に自然由来の土壌汚染に関する情報はなく、重金属等の鉱物に関する鉱業権の設定もありません。<sup>\*1)</sup>

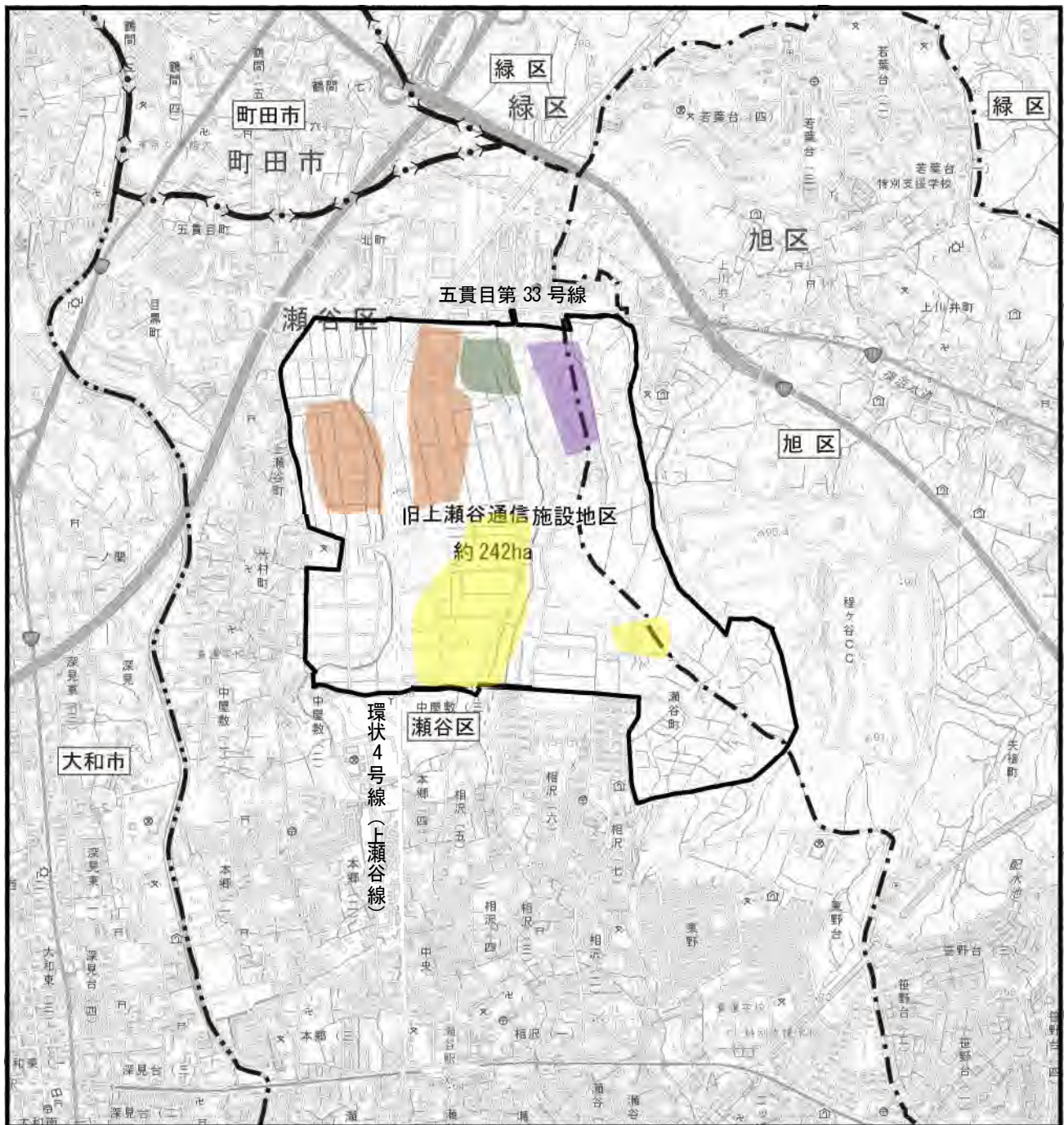
一方、第二次世界大戦戦時中及びそれ以前においては、旧日本海軍の資材集結所等の施設として利用されていた時期があり、戦後米軍に接収された後には通信施設として利用されていた土地利用履歴があります。したがって、当時特定有害物質が扱われていた可能性は否定できないため、過去の土地利用の状況を調査しました。

事業実施想定区域内において戦時中及び戦後において建造物が配置されていた箇所について、過去の空中写真により調査した結果を図 5.2-1 に示します。これによると、旧日本海軍の建造物があった場所(図中の黄色と橙色の部分)は環状4号線(上瀬谷線)沿道付近にあり、米軍通信施設関連の建造物があった場所(図中の紫色と緑色の部分)は五貫目第33号線沿道付近にあります。

なお、「都市計画マスタープラン・瀬谷区プラン」(横浜市瀬谷区・横浜市都市整備局 平成29年3月改訂版)によれば、事業実施想定区域の土地利用について、以下のように記述されています。

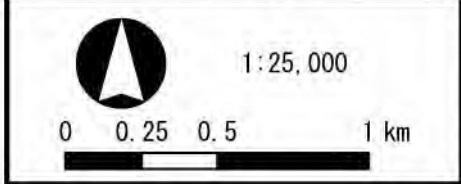
区の北部に位置する旧上瀬谷通信施設については、もとは農地や山林でしたが、戦前に旧日本海軍が買収し、資材集結所等に使用していました。戦後は、進駐軍に接収され、1947(昭和22)年に一度は接収解除されましたが、1951(昭和26)年に再び接収され通信施設として利用されてきました。

\*1) 鉱業権の設定有無については、経済産業省関東経済産業局 資源エネルギー環境部 資源・燃料課への聞き取りにより確認しました。



凡例

- 事業実施想定区域
- 都県界
- 市界
- 区界



- 1941年7月24日時点で建造物があった範囲（旧日本海軍関係施設）
- 1941年7月24日～1946年2月15日の間に新たに建造物が建設された範囲（旧日本海軍関係施設）
- 1949年2月21日～1956年3月10日の間に新たに建造物が建設された範囲（米軍関係施設）
- 1956年3月10日～1961年10月17日の間に新たに建造物が建設された範囲（米軍関係施設）

資料：「地図・空中写真閲覧サービス」（国土地理院ホームページ 令和元年9月閲覧）より事業実施想定区域に係る空中写真（撮影年月日 1941年7月24日、1946年2月15日、1949年2月21日、1956年3月10日、1961年10月17日）を閲覧し作成

図 5. 2-1 旧日本海軍または米軍通信施設として利用されていたおおむねの範囲

このページに記載した内容は、計画段階環境配慮書のものです。

## 5.2.2 予測

### (1) 予測事項

土壤汚染の可能性がある土地利用履歴があることから、土地の改変により汚染された土壤の拡散が懸念される地域への立地を回避できるかについて予測します。

### (2) 予測対象地域

図5.2-1に示した事業実施想定区域（調査区域）とします。

### (3) 予測手法

土壤汚染の可能性がある土地利用履歴を有する地域の分布図と事業実施想定区域とを重ね合わせる等により、土壤汚染の拡散が懸念される地域への立地を回避できているかどうかを把握します。

### (4) 予測結果

「土壤汚染対策法」（平成14年5月法律第53号）に基づく形質変更時要届出区域は事業実施想定区域にはありません。（前掲図3.2-8（P.3-28））

一方、旧日本海軍または米軍通信施設として利用されていた範囲は、図5.2-1に示すとおりです。

したがって、旧日本海軍または米軍通信施設として利用されていた範囲が事業実施想定区域と重複しているため、土壤汚染の拡散が懸念される地域への立地を回避できない可能性があります。

## 5.2.3 評価

### (1) 評価手法

予測結果から重大な影響の有無を判定し、土壌汚染の拡散が懸念される地域への重大な影響が回避、又は低減されているかを評価しました。

### (2) 影響の回避・低減に向けた検討

予測結果によれば、事業実施想定区域に旧日本海軍または米軍通信施設として利用されていた範囲があるため、以下に示す環境保全措置を講じるものとします。

#### 【環境保全措置】

- ・土地の造成等により形質変更を行う範囲における、「土壌汚染対策法」（平成 14 年 5 月法律第 53 号）や「横浜市生活環境の保全等に係る条例」（平成 14 年 12 月横浜市条例第 58 号）に基づく適切な対応（土壌汚染状況の把握を含みます。）

### (3) 評価結果

旧日本海軍または米軍通信施設として利用されていた範囲を改変する場合にあっては、土壌汚染の拡散が懸念される地域への立地が回避できない可能性があり、一定の影響が想定されま

す。  
これらの影響に対して、実施段階の環境影響評価並びに「土壌汚染対策法」（平成 14 年 5 月法律第 53 号）や「横浜市生活環境の保全等に係る条例」（平成 14 年 12 月横浜市条例第 58 号）に基づく手続において、前述の環境保全措置を具体化することで、土壌汚染に係る影響を実行可能な範囲内でできる限り回避、又は低減されるものと評価します。